

豊中市要援護高齢者短期入所事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、援助を必要とする在宅の高齢者等（以下「要援護高齢者」という。）の家族等に代わって一時的に養護する必要がある要援護高齢者や養護者等から虐待等を受けた要援護高齢者を養護老人ホームに短期入所（以下「入所」という。）させることにより、要援護高齢者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は豊中市とする。

2 この事業は、第3条に規定する実施施設を経営する社会福祉法人等に委託して、実施するものとする。

(実施施設)

第3条 この事業の実施施設は、あらかじめ市長が指定した養護老人ホームとする。

2 この事業は、養護老人ホームの空きベッド及び短期入所のために整備したベッド等を利用して実施する。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）に記載されている65歳以上の者で、日常生活動作に一部介助が必要等で、緊急かつやむを得ない理由により、在宅において一時的に日常生活が営めない状況にある者。ただし、介護保険法に基づく要介護認定・要支援認定を受けている者で、介護保険の短期入所の利用が可能な場合は介護保険サービスの利用を優先するものとする。

(2) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この事業の対象除外者とする。

(1) 伝染性疾患を有し、他の入所者等に伝染のおそれがある者

(2) 入院加療を要する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が不相当と認めた者

(入所の要件)

第5条 次に掲げる場合において、要援護高齢者を養護老人ホームに一時的に入所させる必要があると市長が認めた場合とする。

(1) 家族等当該要援護高齢者の養護が一時的に困難な場合で、地域包括支援センターと連携を図る中、施設利用の支援が必要な場合。

(2) 養護者等からの虐待等を受け、緊急一時的に分離保護が必要な場合。

(入所の期間)

第6条 短期入所の期間は原則として30日以内とする。ただし、やむをえない事情があり、市長が必要と認める場合、90日を限度として、必要最少限の範囲で入所させることができる。

(提供されるサービス)

第7条 当該要援護高齢者は、実施施設から入浴、食事、健康状態の確認、生活相談等のサービスを受けることができる。

(入所の申込み及び決定)

第8条 この事業を利用しようとする場合は、市長に対し、豊中市要援護高齢者短期入所利用申込書に要援護高齢者の状況その他必要事項を記載のうえ、健康診断書を添付して申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みを受けたときは、すみやかに必要な調査等を行い、実施施設と協議のうえ、利用の諾否を決定し、申込者に対して通知するとともに、実施施設に対しては、豊中市要援護高齢者短期入所依頼書に豊中市要援護高齢者短期入所利用申込書及び健康診断書の写しを添付して通知するものとする。
- 3 健康診断書の有効期間は、健康診断書発行日から起算して90日とする。

(入所及び退所)

第9条 当該要援護高齢者は、前条の豊中市要援護高齢者短期入所決定通知書を受けたとき、市長が指定する日時に実施施設に入所するものとする。

- 2 実施施設の長は、入所に際し家族等から居宅における当該要援護高齢者の健康状態、特性その他留意点等について十分に聴取し、安全かつ適切な入所に努めなければならない。
- 3 当該要援護高齢者は、市長が指定する日時に退所するものとする。

(入所期間の延長)

第10条 入所中の入所期間の延長は、市長が本人や家族等の申出により、やむを得ない事情があると認める場合、実施施設と協議のうえ、必要最少限の範囲で延長を認めることができるものとする。

- 2 前項の期間延長を受けようとする場合は、市長に対し、その理由を記載した豊中市要援護高齢者短期入所利用期間延長申込書により申込みをするものとする。
- 3 市長は、入所期間の延長にあたっては、第8条第2項の規定を準用する。

(入所の記録等)

第11条 実施施設の長は、入所期間中の当該要援護高齢者の生活状況等の記録を整備しておくものとする。

(費用の支弁)

第12条 市長は、実施施設に入所させた要援護高齢者につき、別に定めるとおり入所に要する費用（次条に規定する費用を除く。）を委託した社会福祉法人等に対し支弁する。

（利用者の費用負担）

第13条 この事業の利用者は、入所に要する費用について、別に定める金額を利用施設へ支払うものとする。ただし、利用者が破産手続開始申立てを行い、免責許可決定された場合は、その免責許可決定された費用について市長が前条規定の費用に加え委託した社会福祉法人等に対し支弁する。

（関係機関等との連携）

第14条 市長は、この事業実施にあたり、地域包括支援センターと連携を密にするとともに、実施施設と十分連絡を保ち、この事業の円滑な運営に努めるものとする。また、他の老人福祉施策との一体的な運営を図るものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

豊中市ねたきり老人短期保護事業実施要綱（昭和55年4月1日施行）は廃止する。

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

この要綱は、平成9年3月1日から実施する。

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

この要綱は、令和2年7月1日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。